平成２８年（フ）第１０８３号
埼玉県川口市元郷６丁目12番16号　ニューモルゲン201号
債務者　根本千代子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９６号
埼玉県越谷市谷中町１丁目122番地１　ワコーレ越谷406号
債務者　角舘　美咲
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４００号
埼玉県春日部市栄町３丁目74番地４
債務者　伊良原正裕
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４６３号
埼玉県春日部市大場1128番地１　レクセルマンション武里309号
債務者　井上　雅照
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２１号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目691番地の63　レオネクストシベール102
債務者　杉本　徹也
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３２号
埼玉県川越市大字寺尾882番地２
債務者　田代　賢治
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５２号
埼玉県比企郡小川町東小川６丁目18番地５
債務者　市川　広子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２４０号
埼玉県深谷市西島町２丁目18番25号　エトワール深谷605号
債務者　安藤真奈美
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８４号
静岡県三島市東本町２丁目11番28号　メゾン間眠303、前住所静岡県静岡市駿河区高松２丁目16番30―405号
債務者　酒井　孝太
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
静岡県伊豆の国市白山堂378番地
債務者　藤田　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
静岡県沼津市下香貫塚田2275番地の３
債務者　陶山　直正
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
静岡県伊豆の国市長岡800番地の１　長岡ハイツ　304号
債務者　矢田　千晶
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７３号
愛知県津島市宮川町２丁目11番地９　長栄宮川第２住宅１号、従前の住所愛知県津島市宮川町１丁目24番地１
債務者　加徳電化店こと　加藤　圭吾
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１７４号
愛知県津島市宮川町２丁目11番地９　長栄宮川第２住宅１号、従前の住所愛知県津島市宮川町１丁目24番地１
債務者　加藤　浩嗣
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７９号
大阪府羽曳野市東阪田15番地の32
債務者　**廣**谷　好美
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６０８号
堺市南区鴨谷台１丁44番15―109号
債務者　舩津　芳久
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６２０号
大阪府松原市天美東１丁目78番地の19、前住所大阪府松原市東新町１丁目95番地の５（202号）
債務者　**西**村　真理
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係